

学校給食費等管理システム更新に係る基本設計等業務
公募型プロポーザル手続開始の公示

令和7年3月27日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松 井 一 實

1 業務の概要

(1) 業務名

学校給食費等管理システム更新に係る基本設計等業務

(2) 業務内容

別紙「学校給食費等管理システム更新に係る基本設計等業務 基本仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。

24,358,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 担当部署

広島市教育委員会事務局学校教育部健康教育課

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号（北庁舎6階）

電 話：082-504-2490

電子メール：kyo-kenko@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「学校給食費等管理システム更新に係る基本設計等業務公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）」による。

3 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (3) 広島市競争入札参加資格の「令和5年・6年・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。なお、広島市に納税義務がない場合は、申立書（様式2）を提出すること。

(5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(6) 平成27年4月以降、国、都道府県又は政令指定都市において、情報システムの基本設計業務（構築業務等に含まれる場合も可）の履行実績（履行中の場合も可）を有すること。

4 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、本市ホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp>）のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度 方式・案件名」）

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和7年5月7日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

前記1(5)に同じ。

5 参加資格確認申請書の提出

(1) 提出期限

令和7年4月16日（水）午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）及び履行実績調書（様式3）を、前記1(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル説明書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和7年4月16日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所

前記1(5)に同じ。

ウ 受付方法

基本仕様書等に関する質問書（様式５）を、前記１（５）へ電子メールで提出すること。

- （２） 質問に対する回答は、電子メールにより質問者に直接回答するとともに、本市ホームページ（前記４ プロポーザル説明書等の配布ページと同様）に掲載する。

７ 企画提案書の提出期限及び提出場所等

（１） 提出期限

令和７年５月７日（水）午後５時１５分まで。

（２） 提出場所

前記１（５）に同じ。

（３） 提出方法

企画提案書（様式６）を、前記１（５）へ持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

８ 審査

（１） 審査方法

企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、学校給食費等管理システム更新に係る基本設計等業務プロポーザル検討会において審査する。

（２） 審査基準

プロポーザル説明書による。

（３） 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、その結果を全ての応募者に書面により通知するほか、本市ホームページにおいて審査結果（応募者全員の商号又は名称、順位・点数など）を公表する。

９ その他

- （１） 本プロポーザル手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

- （２） 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。また、プレゼンテーションを欠席した応募者については、その提案を無効とする。

- （３） その他詳細はプロポーザル説明書による。